



あなたが日本で生活するにあたって、外国人登録や国民健康保険、印鑑登録など市区町村の役所に届出が必要になるものがあります。手続の方法とそれらを扱う日本の役所について紹介します。

1 市区町村の役所

あなたが日本で生活するときに必要な、さまざまな手続を行うところが市区町村の役所です。

(1) 市区町村の役所の役割

あなたが住んでいる市区町村にある役所は、各種の届出や手続を行うところです。また、いろいろな相談窓口があるので、生活する上で困ったことが起きたときは、気軽に相談しましょう。

市区町村の役所でできる手続には、次のようなものがあります。

がいこくじんとうろく 外国人登録	こくみんねんきん 国民年金	こくみんけんこうほけん 国民健康保険
しょうちゅうがっこう へんにゅうがく 小中学校の編入学	こんいんとどけ 婚姻届	しゅっしょうとどけ 出生届
		しぼうとどけ 死亡届

(2) 休日・夜間窓口

市区町村によっては、休日や夜間に各種の証明書が受け取れる自動交付機を設置したり、また、電話やメールでの手続の問い合わせなどに休日や夜間でも答えてくれるサービスを行っているところがあります。



2 戸籍

戸籍制度とは、個人の出生や死亡、結婚などの身分関係を登録し、公に証明する制度です。戸籍法は属地的効力として日本国内の外国人にも適用されますので、日本に住んでいる外国人の方々も日本国内で出産や死亡したとき、または結婚や離婚したときなどは戸籍法に基づいてお住まいの市区町村の役所に届出をします。これらの届出は保管され、その人の身分関係を証明する資料となります。

※ 出生や死亡があったときには、同時に本国にも報告しましょう。手続の方法は在日大使館、または領事館に確認してください。



3 帰化

帰化と、永住許可の大きな違いは、帰化とは日本国籍を取得することです。外国籍の人が日本国籍を得るためには帰化申請が必要で、日本では二重国籍を認めていないため、母国の国籍を放棄しなければなりません。そのため、法務大臣の許可を得なければならず、日本人と結婚したり日本人の養子になったりすることで、自動的に日本国籍に変わるということはありません。

帰化申請は各地方方法務局にします。許可されると在留資格はなくなり、日本の戸籍に入り、住民登録や選挙権などの権利を得て、日本人としての納税、勤労などの義務をおいます。詳しくは最寄りの地方方法務局にお問い合わせましょう。手数料：有料



4 死亡届

外国人でも日本で死亡した場合は、日本人と同じ手続が必要です。

外国人が日本で死亡したときも、戸籍法は属地的効力として日本国内の外国人にも適用されますので、同法に基づき市区町村の役所に死亡届を出します。

死亡届のほか、亡くなった人の外国人登録証明書市区町村の役所に返納し、外国人登録も抹消されます。また、亡くなった人の国籍国にも手続をしましょう。国によって手続方法が異なりますから、在日大使館や領事館などに確認をしましょう。

なお、日本人の夫または妻をなくした人で、在留資格が「日本人の配偶者等」の人は、在留期間も更新はできませんので、日本に住み続けたいときは入国管理局に相談しましょう。

必要な書類	提出先	いつからいつまで	手数料
<p>1 死亡届出書 市区町村の役所、または病院にあります</p> <p>2 死亡診断書 死亡したとき、死亡届出書の死亡診断書欄に医師の証明を受けたもの</p> <p>3 届出人の印鑑 印鑑のない人はサインでもよい</p>	<p>届出人の住んでいるところ、もしくは死亡地の市区町村の役所</p>	<p>死亡の事実を知った日から7日以内</p>	<p>無料</p>

多言語生活情報



D その他の届出

▶ D その他の届出 のトップへ

Sample

死亡届

平成 年 月 日届出

長 殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日					
送付 平成 年 月 日 第 号	長印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	封 票	住民票	通知

(1) (よみかた)	氏 名	
(2) 氏 名	民 名	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
(3) 生 年 月 日	明治 昭和 大正 平成 年 月 日	(生まれたから30日以内は) <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分 <small>(届出したときは生まれた時刻を書いてください)</small>
(4) 死亡したとき	平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分
(5) 死亡したところ	番地 番 号	
(6) 住 所	番地 番 号	
(6) (住民登録をしているところ)	世帯主の氏名	
(7) 本 籍	番地 番 号	
(7) (外国人のときは国籍だけを書いてください)	筆頭者の氏名	
(8) 死亡した人の夫 または 妻	<input type="checkbox"/> いる (満 歳) <input type="checkbox"/> いない (<input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別)	
(9) 死亡したときの世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(10) 死亡した人の職業・産業	(国勢調査の年一平成 年 月 1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 職業 産業	
(11) その他		
届 出 人	<input type="checkbox"/> 1. 同居の親族 <input type="checkbox"/> 2. 同居していない親族 <input type="checkbox"/> 3. 同居者 <input type="checkbox"/> 4. 家主 <input type="checkbox"/> 5. 地主 <input type="checkbox"/> 6. 家屋管理人 <input type="checkbox"/> 7. 土地管理人 <input type="checkbox"/> 8. 公設所の長	
住所	番地 番 号	
本籍	番地 番 号 筆頭者の氏名	
署名	印 年 月 日生	
事件簿番号		
連絡先	電話 - - 昼間連絡が取れるところ 自宅・勤務先・携帯	

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

死亡したことを知った日からかぞえて7日以内に出してください。

届書は、1通でさしつかえありません。

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

内縁のものはふくまれません。

には、あてはまるものに☑のようにするしをつけてください。

死亡者について書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく指定統計第5号、厚生労働省所管)にも用いられます。

◎届出人の印をご持参ください。

字は略さず丁寧に書いてください。



D た とどけで その他の届出

[▶ た とどけで D その他の届出 のトップへ](#)



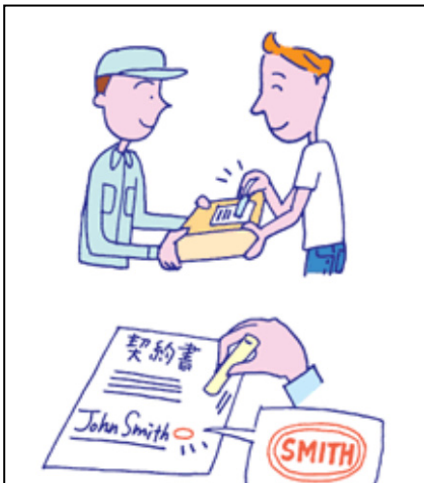
5 印鑑

日本では、サインの代わりになるものとして、印鑑(はんこ)を使います。

5-1 印鑑とは

印鑑には日ごろよく使う「認印」と重要な書類にもちいる「実印」があります。どちらも「印章店(はんこ屋さん)」などでつくってもらいますが、材質などによって値段が大きくちがいます。

(1) 認印



役所へ申請書や宅配の小包の受け取りなどに、サインと同じような意味で使う小型の印鑑です。特に規定はありませんが、銀行の口座を開く時に使った印鑑(銀行印)は、通帳を利用してお金を引き出すときや、口座を閉めるときに必要ですから大切に保管しましょう。

(2) 実印

実印は公的な重要文書に捺印(判を押すこと)するときの印鑑のことをいいます。あなたが住んでいる市区町村の役所に印影(捺印したもの)を登録(印鑑登録)します。



5 印鑑

5-2 印鑑登録

印鑑登録は、市区町村の固有事務であり、その取扱いは各市区町村の印鑑条例によっています。一般的な市区町村における例は、以下のとおりです。印鑑登録ができるのは、外国人登録をした満15歳以上の person です。市区町村の役所に申請します。登録できる印鑑は一人一個に限ります。印鑑登録手続が終了すると印鑑登録証(カード)が発行されます。実印や印鑑登録証は、自動車の登録や不動産の登記、金銭の借借などのときに利用される大切なもので、サインの代わりになるものですので、それらの管理には十分気をつけましょう。

※印鑑登録証を紛失したときは、紛失届を提出するとともに、あらためて印鑑の登録が必要です。

※代理人が申請する場合は、委任状が必要で手続には数日かかります。

●印鑑登録の申請(満15歳以上の本人が申請する場合)

必要な書類	提出先	いつ	手数料
1 登録する印鑑 2 公的機関が発行する顔写真のついた本人確認書類 ・外国人登録証明書 ・運転免許証 など	市区町村の役所	申請当日	登録:無料 証明書の発行:有料 (300円くらい、市区町村の役所によって異なります)



いんかんとよろくしょう おもてめん
印鑑登録証(表面)



(1) 登録できる文字

●漢字で名前を外国人登録している場合

1. 漢字による氏・名の印鑑
2. 漢字による氏のみ印鑑
3. 漢字による名のみ印鑑

●アルファベットで名前を外国人登録している場合

ラストネーム、ファーストネーム、ミドルネームのどれかで、アルファベットでつくられた印鑑

●通称名を登録している場合

登録している通称名どおりつくられた印鑑

※ニックネームやイニシャルなどによる印鑑登録はできません。

※通称名とは日常生活で使われている本名とは異なる名前を指します。外国の方は1つだけ通称名を登録することができます。

※カタカナで通称名を登録している場合は、カタカナでつくられた印鑑も登録できます。



(2) 印鑑登録ができない印鑑

登録する印鑑には制限があり次のような印鑑は登録できません。

- ・外国人登録原票に記載されている氏名や名、ミドルネーム以外で表しているもの
- ・職業、商標その他、氏名以外のものを表しているもの
- ・ゴム印など変形しやすい材質のもの
- ・印影の大きさが一辺の長さが8ミリから25ミリの正方形に収まらないもの
- ・印影が不鮮明なもの(判読できないもの、一部が欠けているもの)

(3) 印鑑証明書

実印(印鑑)を使用するとき、その実印が本物であることを証明するのが、印鑑証明書です。日本では土地や家、車を買うときのような重要な契約をするときに、実印や印鑑証明書が必要になります。印鑑証明書は、本人または代理人が印鑑登録証(カード)を役所の窓口で提示して申請すると発行してもらえます。代理人の場合でも委任状は必要ありません。また、登録した印鑑だけでは印鑑証明書は発行してもらえませんから注意しましょう。

※役所によっては自動交付機を設置しているところもあります。